

事 務 連 絡
令和3年6月24日

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課
各都道府県教育委員会学校教育主管部課
各指定都市・中核市教育委員会学校教育主管部課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
文部科学省初等中等教育局教育課程課

書写の指導の充実に係る特別非常勤講師制度の活用について（事務連絡）

平素より、教育行政の推進に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

新学習指導要領においては、書写の指導について、別添1のとおり、我が国の言語文化に関する指導の改善・充実が図られたことから、適切に運筆する能力の向上につながるよう指導を工夫する等示しているところです。

このことに関し、書写の指導に当たっては、地域の外部人材を活用することも有用であることから、教員免許の有無にかかわらず外部の専門的人材を活用できる「特別非常勤講師制度」（別添2参照）の活用も御検討くださるようお願いいたします。なお、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等での書写・書道分野に関する本制度の利用は、全国で575件の届出がありました（平成30年度実績）。

本制度は、学校の教育内容の多様化に資するよう、幅広い経験を有し、優れた知識や技術を持つ社会人を学校教育において活用できるようにすることを目的としたものであることから、各学校のニーズに応じ、積極的な活用をいただきますようお願いいたします。

また、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

【参考：特別非常勤講師制度の概要】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1326555.htm

添付資料：

別添 1 新学習指導要領における書写指導の充実について

別添 2 特別非常勤講師制度について

本件担当：

○ 特別非常勤講師制度について

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室教職課程免許係

TEL03-5253-4111 内線 2451

○ 学習指導要領について

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程第三係

TEL03-5253-4111 内線 3706

新学習指導要領における書写指導の充実について

小・中学校の学習指導要領については、中央教育審議会の答申を踏まえて改訂し、平成29年3月31日付で公示。

小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から施行。

《改訂のポイント》

- 「書写」に関する内容を、古典や言葉の由来などに関する内容とともに、〔知識及び技能〕の「我が国の言語文化に関する事項」に位置付けた。
- 小学校第1学年及び第2学年において、運筆に関わる「点画の書き方」を新たに追加。

(参考) 小学校学習指導要領(平成29年3月告示)より抜粋

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

2 内容

〔知識及び技能〕

- (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ウ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。
 - (イ) 点画の書き方や文字の形に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 〔知識及び技能〕に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。
 - カ 書写の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。
 - (エ) 第1学年及び第2学年の(3)のウの(イ)の指導については、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫すること。

《解説の記載の充実》

- 書写の学習で身に付けた資質・能力を生かす場面の一例として、「**我が国の伝統文化である書き初めに取り組む**」ことを記載。
- 「点画の書き方や文字の形に注意しながら」書く指導において、適切に運筆する能力の向上につながる指導の工夫の一例として、「**水書用筆**」すいしよようひつなどを取り入れることを記載。

(参考) 小学校学習指導要領解説【国語編】(平成29年6月公表)より抜粋

(ア)は、書写の指導におけるねらいを明確にしたものである。文字を正しく整えて書くことができるようにすることに加えて、書写の学習で身に付けた資質・能力を、各教科等の学習や生活の様々な場面で積極的に生かす態度を育成することを求めている。様々な場面とは、例えば、学習した内容をノートに書いたり調べたことを模造紙にまとめたりすること、親しい人に手紙を書くことなどが考えられる。また、我が国の伝統文化である書き初めに取り組むことなどを通して、書写の能力が生活の中の様々な行事に生きていることを実感することも大切である。

(エ)は、第1学年及び第2学年の〔知識及び技能〕の(3)ウ(イ)における「点画の書き方や文字の形に注意しながら」書くことの指導について、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫することを示している。水書用筆等を使用した運筆指導を取り入れるなど、早い段階から硬筆書写の能力を高めるための関連的な指導を工夫することが望ましい。水書用筆は、扱いが簡便で弾力性に富み、時間の経過とともに筆跡が消えるという特性をもっている。その特性を生かして、「点画」の始筆から、送筆、終筆(とめ、はね、はらい)までの一連の動作を繰り返し練習することは、学習活動や日常生活において、硬筆で適切に運筆する習慣の定着につながる。また、水書用筆等を使用する指導は、第3学年から始まる毛筆を使用する書写の指導への移行を円滑にすることにもつながる。

1. 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる(昭和63年に創設)。

2. 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動(平成10年に対象教科を拡大)

3. 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者(都道府県教育委員会)への届出が必要。
(平成10年に許可制から届出制に変更)

※届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

4. 届出件数・事例

《届出件数》

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	4,730	4,599	4,796	4,472	4,235
中学校	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505
高等学校	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324
特別支援学校	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772
合計	20,061	20,771	20,771	20,376	20,836

《事例》

医学・看護 (医師、看護師等)	3,744	外国語(外国語会話を含む) (英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等)			3,731	家庭科教育 (調理師、栄養士等)	1,999
芸術 (彫刻家、写真家等)	2,373	福祉 (介護福祉士、手話講師等)	1,708	伝統芸能 (能楽師範等)	808	競技スポーツ (元プロ野球選手等)	683
情報 (プログラマー等)	558	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	543	書道・書写 (書道家・書道教室講師等)	575	製造現場体験 (建築家、大工等)	230
異文化理解 (通訳、JICA研修員等)	238	野外体験活動 (農家、造園業等)	503	伝統工芸 (陶芸家、宮大工等)	325	地域文化理解 (宮司、元公民館長等)	341
環境教育 (農学研究員、ネイチャーガイド等)	200	朗読 (劇団員、図書館司書等)	175	理容・美容 (美容師、ネイリスト等)	142	その他 (NPO法人代表理事、CGクリエイター等)	1,960

※括弧内が主な職業